

▼INDEX

- 1 新規上場セレモニーのご案内
- 2 IRフォーラム2012 東京 ～環境・安心・豊かなくらし～のご案内
- 3 新着アナリストレポートのご案内
- 4 上場会社動画配信情報
- 5 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

平成23年度のインサイダー取引について(その6)

前回は、監視委員会が、3月21日に行った、国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金勧告について概要を御紹介し、その事案の特色について触れさせていただきました。

すなわち、当該事案は、当委員会の活動方針の一つの柱として掲げた「市場のグローバル化への対応」を具現化した事案で、国際取引等調査室が調査を担当した事案である。当該事案は、

- (1) 大手の機関投資家である信託銀行が課徴金納付命令対象者である点
- (2) (1)の者が投資家、すなわち海外ファンドの資金を使ったインサイダー取引であった点

において初である点、更に、

- (3) 主幹事証券の営業担当者が業務の中でインサイダー情報を伝えた点

においても初の事案であり、そうした側面における課題について、述べさせていただき旨申し上げたところである。

また、本事案に見られる問題点として、

- イ) インサイダー取引を行った信託銀行の法令順守意識の低さ
- ロ) 主幹事会社の一角から、法人情報が漏れたこと

の二点を挙げさせていただくとともに、公募増資におけるインサイダーが、一般投資家にとって「裏切り」行為であり、「プロ」間のみで利益を享受し、発行会社にとっても所要の資金調達が実現しないなど、市場の公正性の根幹に係わる問題であ

り、必要な事案に対して、引き続き監視を行う旨述べさせていただいた。

しかし、残念ながら、その後も、監視委員会は、国際取引等調査室が調査を行った下記の4件について、課徴金勧告を行った。

第二号：あすかアセットマネジメントに対する課徴金勧告

(平成24年5月29日)

上場会社：日本板硝子

(公募増資公表日 平成22年8月24日)

課徴金額 13万円

第三号：(旧)中央三井アセット信託銀行に対する課徴金勧告

(平成24年5月29日)

上場会社：みずほフィナンシャルグループ

(公募増資公表日 平成22年6月25日)

課徴金額 8万円

第四号：First New York Securities L.L.C及び個人に対する課徴金勧告

(平成24年6月8日)

上場会社：東京電力

(公募増資公表日 平成22年9月29日)

課徴金額 同社 1,468万円、個人 6万円

第五号：ジャパン・アドバイザーズ合同会社に対する課徴金勧告

(平成24年6月29日)

上場会社：日本板硝子

(公募増資公表日 平成22年8月24日)

課徴金額 37万円

前回御紹介した事案、上記の第二号事案及び第三号事案は、違反行為者が我が国の機関投資家であり、情報提供者が各公募増資の主幹事会社である、という点では構図を一にしている。

この点において、これら三事案を通じて、前回も指摘した、信託銀行等機関投資家の法令順守意識の低さ、及び主幹事会社の営業担当者のインサイダー情報提供が行われたという点での主幹事会社の法人情報等管理態勢などが厳しく問われ、自浄作用の発揮が求められることになると考えられる。

なお、これらの事案のインサイダー情報の提供の態様に、各主幹事会社の自主調査等から明らかになっているところであるが、そうした常識を疑われるような一般投資家軽視の姿勢が、主幹事証券にあるとするならば、先にも述べたように、早急な自浄作用が求められると考える。

さて、これら三事案は、すべて国内の関係者が、直接の違反行為者、情報提供者であるので、その調査は、国内の取引の分析に終始していると思われるかもしれない。

しかし、当方の調査の詳細を明らかにすることはできないが、一般に、機関投資家が、他人の計算で資産を運用する場合、その資産の規模が大きいこともあり、単一の証券会社のみから発注するなどということはなく、また、国内の機関投資家の取引であっても、その運用財産や、証券会社の取引に関連するセクションが国内でなく海外に所在する場合もあるので、その取引の態様は多様であり、調査対象が国内にとどまらないこともある。

これらの案件も、国内外の投資家の取引を対象に、国内外の拠点から取得した記録等を調査分析した結果、国内の機関投資家を対象とした事案について勧告に至ったものである。

そして、何よりも、こうしたクロスボーダーの調査を行うためには、証券規制監督機関間の国際的ネットワークを用いた協力が不可欠ということである。

これらの案件の勧告に至る過程においても、複数の海外当局の協力を得たところである。

そうした意味で、本件の本質は、国際的な調査の成果という点にも、その重要な要素を見出すべきものであり、特に、第四号、第五号事案は、直接的に、行為者に海外関係者が含まれているだけに、その点が明確となる。

今回は、第四号、第五号事案について、御紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>